

公益社団法人 鳥取県看護協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県看護協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）との連携を密にし、保健師、助産師、看護師及び准看護師が教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の拡大・展開を図る事業を行い、人々の健康とその人らしい健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育等看護の質の向上に関する事業
- (2) 看護職の労働環境等の改善及び福祉の向上に関する事業
- (3) 人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (4) 看護業務の拡大、看護制度の改善等に関する事業
- (5) 学術研究の振興に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、鳥取県において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員

- ア 鳥取県に居住し、又は勤務する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職」という。）の資格を有する者で、本会の目的に賛同して入会した者
- イ アの正会員であった者で、日本国内に在住又は在勤せず、本会への加入を希望した者
- ウ イに準ずる者として本会が認めた者

(2) 名誉会員

本会に功労があった看護職で、理事会で推薦され総会で承認された者

(3) 賛助会員

この法人の事業の趣旨に賛同し援助する個人又は法人もしくは法人格のない団体とする

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、公益社団法人鳥取県看護協会ならびに公益社団法人日本看護協会（以下「看護協会」という。）に申し込むものとし、入会申込手続き完了により会員と見做すこととする。

(1) 会長は、次の理事会に報告しなければならない。

2 本会の正会員は、日本看護協会に正会員としての加入を申請するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める方法により、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務をその事業年度における3月末日までに履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡したとき。

(4) 看護職の資格を喪失したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名及び名誉会員の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 入会金・会費・その他運営事業費等の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、通常総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(定足数)

第 16 条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第16条及び第18条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事13名以上18名以内

(2) 監事2名以上4名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、4名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長及び副会長を選定する方法によることができる。

4 第2項の場合において、理事会は会長が推薦する専務理事候補者及び常任理事候補者から専務理事及び常任理事を選定することができる。

5 会計及び法令制度に精通した監事は、理事会の推薦を受けた者とする。

(役員の欠格事由)

第23条 次に掲げる者は、本会の役員となることはできない。

(1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者

(2) 法人法第65条第1項第3号に該当する刑罰又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条第1号に該当する者

(4) 認定法第6条第1号ロに該当する刑罰又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員の資格喪失)

第24条 前条に該当するに至った者は、該当時点で本会の役員の資格を喪失する。

(役員親族等割合の制限)

第25条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 他の同一の団体（認定法第5条第11号の規定により公益法人に準ずるものとして政令で定められるものを除く。）の理事又は職員である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 常任理事は、本会の業務を分担執行する。

6 副会長、専務理事及び常任理事の権限は、理事会が定める職務権限規程による。

7 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときには、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、（請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする）理事会の招集の通知が発せられない場合は、請求をした監事は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法

令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。

(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は、その行為をする恐れがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生じる恐れがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、理事は同一職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、専務理事及び常任理事については、選定後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することはできない。

4 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

5 前項の規定にかかわらず、監事は、選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することはできない。

6 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

7 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び職務遂行の非常勤理事、会員以外の者から選任した監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める「役員の報酬規程」に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(役員の実任及び免除)

第31条 理事又は監事が、その任務を怠り、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負った場合、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、本会は、法人法第114条第1項

の規定により、当該理事又は監事の責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な職員の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）の整備

(6) 第31条に規定する責任の免除

(種類及び開催)

第34条 理事会は定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、少なくとも2か月に1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集等)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定められた順序による理事が招集する。

- 2 前条第3項第3号による場合は、その請求をした理事が、前条第3項第4号後段による場合は、その請求をした監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(定足数)

第37条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。ただし、会長が理事会に出席しなかった時は、出席した理事及び監事全員が第1項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(職能委員会)

第41条 本会に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会

- 2 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。
- 3 各職能委員会の委員長は保健師、助産師、看護師担当の理事をもって充てる。
- 4 各職能委員会の委員は、理事会において選任する。

- 5 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
(職能委員会以外の委員会)

第42条 前条及び定款細則に定めるもののほか、本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、総会、理事会その他の権限を侵すものではないものとする。
3 委員会の委員は、理事会が選任する。
4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務所等

(事務所等)

第44条 第4条第6号に規定する事業を実施するため、理事会の決議を経て、訪問看護事業等を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）並びに居宅介護支援事業を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）等を設置することができる。

- 2 前項の訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所等の組織その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第46条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

第47条 本会の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第48条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「予算等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が

作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 予算については、定時総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第50条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計の規程等)

第51条 会計に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(株式等に係る議決権)

第52条 本会は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第54条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の決議により、他の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(解散)

第55条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第56条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公 告

(公告方法)

第58条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法106条第1項に定める特例民法法人の解散登記及び公益社団法人の設立登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第45条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。
- 3 本会の最初の会長は、虎井佐恵子とする。
- 4 この規程は、平成26年6月22日に改正し、同日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年6月21日に改正し、同日から施行する。
- 6 この規程は、平成28年6月5日に改正し、同日から施行する。

- 7 この規程は、平成30年6月10日に改正し、同日から施行する。
- 8 この規程は、令和2年6月7日に改正し、同日から施行する。